

平成18年度労働条件等実態調査結果の概要

～育児休業の取得率は、女性が81.3%、男性が1.2%～

秋田県雇用労働政策課では、県内民間事業所の労働条件等の実態を明らかにするため、「平成18年度労働条件等実態調査」（平成18年10月末日現在）を実施しました。この調査は、常用労働者5人以上の民間事業所の中から抽出した1,705事業所を対象とし、そのうち993事業所から回答（回答率58.2%）をいただきました。調査結果の概要は次のとおりです。

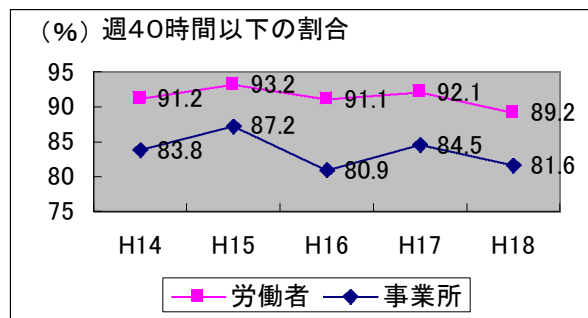
1 労働時間、休日休暇制度

《所定労働時間》

- ・ 1週間の所定労働時間が「40時間以下」の割合

事業所	81.6%
労働者	89.2%
- ・ 平均週所定労働時間

1事業所	39時間52分
労働者1人	39時間32分



《週休制》

- ・ 何らかの週休2日制（2日超含む）を実施している事業所は87.9%、労働者数は92.5%
- ・ 内訳は「完全週休2日制（2日超含む）」が事業所は35.0%、労働者数は42.2%
- ・ 「月2回又は隔週」が事業所は29.8%、労働者数は26.2%

《年次有給休暇》

- ・ 1年間の年次有給休暇の付与日数は平均16.8日（繰越分除く）
- ・ 取得日数は平均8.3日
- ・ 平均取得率は49.4%

2 育児休業制度・介護休業制度

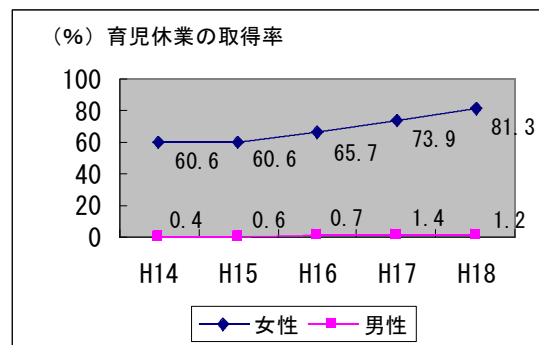
《育児休業制度》

- ・ 育児休業制度の規定が「ある」事業所は75.5%
- ・ 育児休業を取得できる要件に該当した人

女性	675人
男性	571人
- ・ そのうち実際に育児休業を取得した人

女性	549人
男性	7人
- ・ 育児休業取得率

女性	81.3%
男性	1.2%
- ・ 平均取得日数 185.6日



※育児休業該当者：H17.4.1～H18.3.31までに1歳未満の子を養育する者

《介護休業制度》

・ 介護休業制度の規定が「ある」事業所は				65.0%
・ 介護休業を取得した人	女性	42人	男性	5人
・ 平均取得日数				62.7日

3 仕事と家庭の両立支援

《両立支援・措置状況》

※複数回答

・ 仕事と家庭の両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は				44.0%
・ 内訳として、「短時間勤務制度」				28.5%
「所定外労働の免除」				17.9%
「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」				17.8%
「1歳以上の子を対象とする育児休業制度」				10.7%
「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」				2.6%
「小学生以上の子を対象とする看護休暇制度」				2.3%
「育児に要する経費の援助措置」				2.3%
「事業所内託児所」				0.5%

《妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度》

・ 妊娠・出産・育児・介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は				19.5%
・ 規定の有無にかかわらずこの措置を実施したことがある事業所は				9.1%

4 女性の雇用管理

《女性管理職の割合》

・ 全労働者のうち女性管理職の割合は	役員	1.2%
	部長相当職	0.2%
	課長相当職	0.8%
	係長相当職	1.3%

《管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由》

※複数回答

・ 必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない		24.7%
・ 管理職に就くための在職年数を満たしているものがない		13.5%
・ 勤続年数が短く管理職になるまでに退職する		9.5%
・ 女性が希望しない		9.3%
・ 家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない		6.9%
・ 仕事がハードで女性には無理である		4.3%
・ 時間外労働が多い又は深夜残業が多い		3.2%
・ 全国転勤がある		1.6%
・ 上司、同僚、部下となる男性が女性管理職を希望しない		1.2%
・ 顧客が女性管理職を嫌がる		0.3%

調査に御協力いただいた事業所のみなさん、ありがとうございました

今回は、毎年継続調査している労働時間等の基本的な労働条件に加え、女性の雇用管理に関する調査等を実施し内容を充実しました。

県では、男女がともに仕事と家庭を両立し働きやすい雇用環境の整備促進について普及啓発を行っておりますが、各事業所においても、仕事と家庭の両立支援に向けた職場環境作りを目指していただきたいと思います。

仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備を!!